

## 赤磐市の人事行政の運営等の状況について

### 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の採用及び退職等の状況(H18.4.2～H19.4.1)

区 分	採 用	退 職	計
一般行政職	6	10	4
技能労務職	0	2	2
教 育 職	0	1	1
医 療 職	2	3	1
消 防 職	88	9	79
合 計	96	25	71

#### (2) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門 \ 区分		職 員 数(人)					対前年増減数(人)				
		平 15	平 16	平 17	平 18	平 19	平 15	平 16	平 17	平 18	平 19
一 般 行 政	議 会	8	8	5	5	5			3		
	総 務	103	100	107	91	88	7	3	7	16	3
	税 務	28	29	24	25	24	1	1	5	1	1
	民 生	73	76	77	81	65		3	1	4	16
	衛 生	41	39	41	42	44	2	2	2	1	2
	農林水産	31	28	30	31	26	3	3	2	1	5
	商 工	1	1	1	1	2					1
	土 木	33	32	29	31	27	2	1	3	2	4
	小 計	318	313	314	307	281	1	5	1	7	26
教 育		142	136	118	119	124	1	6	18	1	5
消 防		68	69	68	69	80	1	1	1	1	11
公 営 企 業 等	病 院	47	44	42	41	38	2	3	2	1	3
	水 道	19	19	19	20	19				1	1
	下 水 道	20	20	25	24	25			5	1	1
	そ の 他	22	23	13	13	28		1	10		15
	小 計	108	106	99	98	110	2	2	7	1	12
合 計		636	624	599	593	595	3	12	25	6	2

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

消防部門の平成 18 年以前の職員数は、現在の赤磐市域に従事していた当時の赤磐消防組合の職員数を計上している。

## 2. 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 平成17年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成18年度	45,234	19,581,197	923,366	4,034,714	20.6	21.1

#### 職員給与費の状況（普通会計決算）

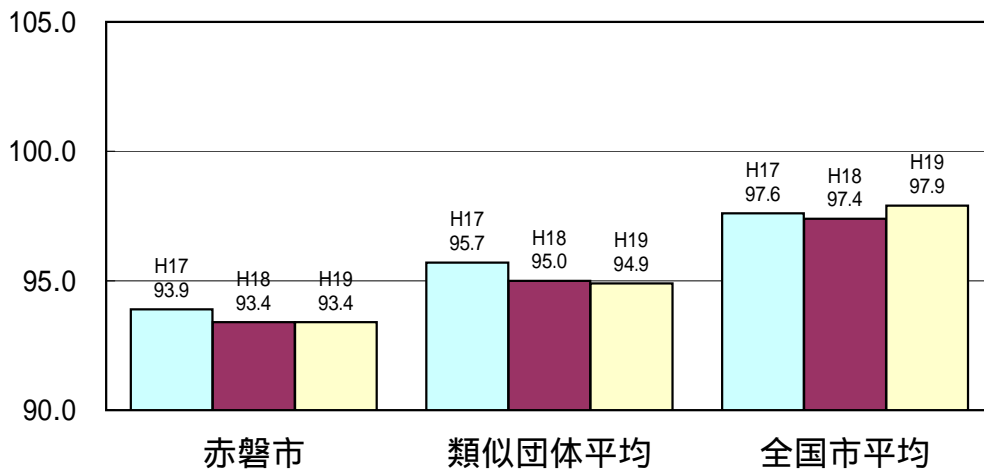
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成18年度	497	1,787,859	257,943	758,597	2,804,399	5,643	6,026

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

#### 特記事項

- ア 平成19年9月1日から人件費抑制の一環として、管理職手当を一律10%減額した。  
イ 赤磐消防組合の解散に伴い、平成19年1月22日から赤磐市消防本部が発足した。

#### ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人 事 委 員 会 の 勧 告				給与改定率 %	(参考) 国の改定率 %
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成19年度	円	円	円	%	0.17	0.35

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレ  
比較した平均給与月額である。

イ 特別給

区 分	人 事 委 員 会 の 勧 告				年間支給月数 月	(参考) 国の年間 支給月数 月
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成19年度	月	月	月	月	4.50	4.50

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給  
月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
赤 磐 市	43.5歳	331,208円	379,517円	361,185円
岡 山 県	42.1歳	331,664円	406,899円	362,368円
国	40.7歳	325,724円		383,541円
類 似 団 体	43.2歳	331,766円	384,098円	358,865円

イ 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
赤 磐 市	48.0歳	77人	249,686円	269,971円	259,613円				
うち学校給食員	49.7歳	27人	225,226円	231,722円	228,111円	調 理 士	42.3歳	233,500円	0.99
校 務 員	47.4歳	13人	217,315円	226,731円	223,008円	用 務 員	53.9歳	227,200円	1.00
清 掃 職 員	47.5歳	12人	301,533円	346,008円	323,925円	廃棄物処理業 従業員	43.3歳	299,800円	1.15
岡 山 県	47.4歳	534人	339,294円	391,307円	362,025円				
国	48.8歳	5,193人	287,094円		320,514円				
類似団体	47.5歳	38人	303,078円	327,575円	316,564円				

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
赤 磐 市			
うち学校給食員	3,779,964円	3,180,400円	1.19
校 務 員	3,699,272円	3,284,300円	1.13
清 掃 職 員	5,569,996円	4,192,600円	1.33

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前  
年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
赤 磐 市	41.8歳	321,343円	342,232円
岡 山 県	44.1歳	382,154円	429,177円
類 似 団 体	43.8歳	332,404円	351,394円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じペースで再計算したものである。

職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		赤 磐 市	岡 山 県	国
一般行政職	大 学 卒	170,200円	171,850円(176,800円)	170,200円
	高 校 卒	138,400円	136,664円(140,600円)	138,400円
技能労務職	高 校 卒	135,600円	136,858円(140,800円)	
	中 学 卒	123,900円	123,833円(127,400円)	
教 育 職	大 学 卒	170,200円	191,873円(197,400円)	
	短 大 卒	148,000円		

- (注) ( )内は、減額措置を行う前の金額である。

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

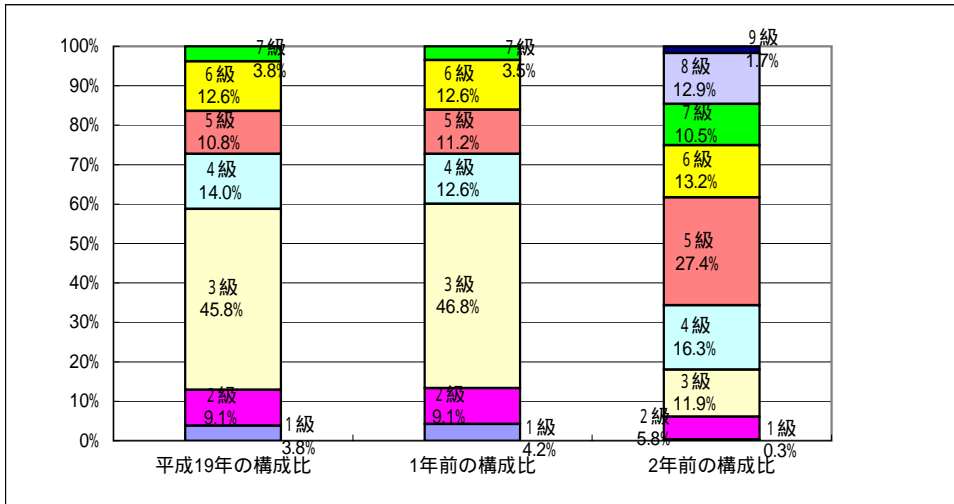
区 分		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 1 5 年	経 験 年 数 2 0 年
一般行政職	大 学 卒	252,533円	302,500円	337,167円
	高 校 卒	209,100円	256,050円	300,483円
技能労務職	高 校 卒	213,967円	223,000円	232,167円
	中 学 卒	150,867円	164,100円	205,333円
教 育 職	大 学 卒	257,833円	286,750円	331,200円
	短 大 卒	234,600円	284,950円	320,900円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長・教育次長・支所長	11 人	3.8 %
6 級	課長・室長・所長	36 人	12.6 %
5 級	課長補佐	31 人	10.9 %
4 級	主幹	40 人	14.0 %
3 級	係長・主査・主任	131 人	45.8 %
2 級	主事・技師	26 人	9.1 %
1 級	主事・主事補	11 人	3.8 %

- (注) 1 赤磐市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月1日に9級制から7級制に変更している。  
(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

#### 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価制度実施に向けての準備段階であるため未反映である。

#### (4) 職員の手当の状況

##### 期末手当・勤勉手当

赤 磐 市	岡 山 県	国
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,515 千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,818 千円	
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### 【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

現在、人事評価制度実施に向けての準備段階であるため、成績率に差を設けず一律の支給(72.5/100)を行った。

#### 退職手当(平成19年4月1日現在)

赤 磐 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 20,013 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		21,395 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		173 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		21.3 %	
手当の種類（手当数）		10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	防疫作業従事職員	感染症の防疫業務	日額1,000円
ごみ処理手当	ごみ処理作業従事職員	ごみの処理業務	月額12,000円
下水処理手当	下水処理作業従事職員	下水の処理業務	月額15,000円
放射線業務手当	診療エックス線技師	放射線を照射する業務	月額30,000円
医師業務手当	医師	医師の業務	月額400,000円以内
検査業務手当	臨床検査技師	検査業務	月額30,000円
夜間看護業務手当	看護師・准看護師	深夜の看護等の業務	深夜1回当たり3,200円 準夜1回当たり2,800円
出動手当	消防職員	救急救助、火災その他の災害への出動業務	作業従事隊員1回当たり300円 作業従事機関員1回当たり380円 作業従事救急救命士1回当たり570円
夜間通信勤務手当	消防職員	夜間の通信業務	深夜全部1回当たり610円 深夜一部2H以上1回当たり430円 深夜一部2H未満1回当たり350円
高所作業手当	消防職員	高所（不安定な箇所）での訓練、消防活動業務	1回当たり300円

時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	76,172 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	171 千円
支給実績（平成17年度決算）	73,521 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	200 千円

その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）
扶養手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養者 月額6,000円 (扶養親族でない配偶者がいる場合 月額6,500円) (配偶者がいない場合 月額11,000円) 満16歳年度初から22歳年度末までの子 1人につき月額5,000円加算	同		千円 69,289	千円 254
住居手当	持家(新築・購入等から5年)、借家等の区分により 月額2,500～27,000円	同		千円 21,473	千円 219
通勤手当	<公共交通機関利用> 定期代の月額(支給単位期間による) 限度額55,000円 <交通用具利用>通勤距離により支給 月額2,400円～24,500円	異	交通用具利用の場合の距離区分・支給額	千円 35,800	千円 68
管理職手当	<管理・監督の地位にある職員> 職の区分(一種～五種)及び職務の級に応じ定額により支給 月額22,200円～月額189,200円	異	独自 (基準単価は国に準拠)	千円 73,728	千円 473
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 普通:4,200円/回 医師:22,000円/回 病院(医師以外)7,200円/回	異	医師: 20,000円/回 医師以外: 5,900円/回	千円 10,988	千円 40

## (5) 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	801,000 円 (890,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 940,000 円 / 160,000 円
	副 市 長	679,000 円 (700,000 円)	760,000 円 / 419,000 円
報 酬	議 長	455,000 円	598,000 円 / 266,000 円
	副 議 長	380,000 円	522,000 円 / 214,000 円
	議 員	350,000 円	465,000 円 / 177,000 円
期 末 手 当	市 長	(平成18年度支給割合) 3.35 (加算措置の状況) 25%+15%加算	
	副 市 長	(平成18年度支給割合) 3.35 (加算措置の状況) 15%加算	
退 職 手 当		(算定方式)	(支給時期)
	市 長	退職又は死亡1年前の給料総額の1/12に相当する額 × 500/100 × 年数	(任期ごと)
	副 市 長	退職又は死亡1年前の給料総額の1/12に相当する額 × 300/100 × 年数	(任期ごと)

(注) 給料の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

## (6) 公営企業職員の状況(水道事業)

## 職員給与費の状況

## ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成18年度	千円 1,008,071	千円 15,545	千円 125,597	% 12.5	% 13.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成18年度	人 17	千円 63,551	千円 9,662	千円 26,007	千円 99,220	千円 5,836	千円 6,895

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

## イ 特記事項

平成19年9月1日から人件費抑制の一環として、管理職手当を一律10%減額した。

## 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
赤 磐 市	42.5歳	334,600円	555,434円
団 体 平 均	45.3歳	375,666円	572,943円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

## 職員の手当の状況

### ア 期末手当・勤勉手当

赤 磐 市	赤磐市(一般行政職)	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,626 千円		1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,785 千円
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 月分 勤勉手当 月分 月分 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### イ 退職手当

赤 磐 市	赤磐市(一般行政職)	団 体 平 均
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額 その他の加算措置 1人当たり平均支給額 16,217 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

### ウ 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	2,015 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	183 千円
支給実績(平成17年度決算)	2,253 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	250 千円

### エ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養者 月額6,000円 (扶養親族でない配偶者がいる場合 月額6,500円) (配偶者がいない場合 月額11,000円) 満16歳年度初から22歳年度末までの子 1人につき月額5,000円加算	同		千円 3,022	千円 302
住居手当	持家(新築・購入等から5年)、借家等の区分により 月額2,500～27,000円	同		千円 955	千円 159
通勤手当	<公共交通機関利用> 定期代の月額(支給単位期間による) 限度額55,000円 <交通用具利用>通勤距離により支給 月額2,400円～24,500円	異	交通用具利用の場合の 距離区分・支給額	千円 805	千円 62
管理職手当	<管理・監督の地位にある職員> 職の区分(一種～五種)及び職務の級に応じ定額により支給 月額22,200円～月額189,200円	異	独自 (基準単価は 国に準拠)	千円 2,391	千円 478
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 普通: 4,200円/回 医師: 22,000円/回 病院(医師以外) 7,200円/回	異	医師: 20,000円/回 医師以外: 5,900円/回	千円 756	千円 58



3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

1 週間の正規の勤務時間	1 日の正規の勤務時間	勤務時間の開始時刻	勤務時間の終了時刻	休憩時間
40 時間	8 時間	8 時 30 分	17 時 30 分	1 時間

職場により異なる場合があります。

(2) 休暇の状況

職員の休暇は、市の条例・規則で定められています。

年次有給休暇

暦年に 20 日付与します。年の途中で採用された場合は、下記の表のとおりです。

発令する日の属する月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
年次有給休暇の日数	20 日	18 日	17 日	15 日	13 日	12 日	10 日	8 日	7 日	5 日	3 日	2 日

病気休暇 病気休暇の基準は次のとおりです。

事 由	期 間
公務による負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病の場合	医師の証明等に基づき、最小限必要と認める日又は時間
私事による負傷又は疾病の場合	医師の証明等に基づき、引き続き 90 日を越えない範囲内で最小限必要と認める日又は時間

特別休暇 特別休暇の基準は次のとおりです。

	事 由	期 間
1	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
2	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	同上
3	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	同上
4	自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神	一の年において 5 日の範囲内の期間

	<p>上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	
5	生理日の勤務が著しく困難な女子職員又は生理に有害な職務に従事する女子職員の生理日の場合	2日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間
6	結婚の場合	連続する5日の範囲内の期間
7	週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
8	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
9	妊娠中又は分娩の日後1年以内の女子職員が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠7月までは4週間に1回、妊娠8月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分娩までは1週間に1回、分娩後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合にはいずれの期間についてもその指示された回数)以内それぞれ1回1日の正規の勤務時間の範囲内でその都度必要と認める時間
10	妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体の健康維持に重大な支障を与えると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
11	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
12	職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2日の範囲内の期間
13	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
14	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間
15	職員の親族が死亡した場合	親族の区分に応じて1日から7日の範囲内の期間
16	職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後市長の定める年数内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
17	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維	一の年の7月から9月までの期間内における

	持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する4日の範囲内の期間
18	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による交通の制限又は遮断の場合	その都度必要と認める日又は時間
19	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は破損した場合	7日の範囲内の期間
20	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認められる期間
21	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	同上
22	その他市長が必要と認める場合	同上

介護休暇 介護休暇の基準は次のとおりです。

配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間
-------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------

(3) 休暇等の取得状況(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

年次有給休暇(平均取得日数)	介護休暇	育児休業	部分休業
9.5日	2人	8人	0人

年次有給休暇は、暦年(平成18年)で集計しています。

育児休業は、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までを限度として、休業することができる制度であり、育児休業期間中は給与は支給されません。

部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部(2時間以内)について勤務しないことができる制度であり、部分休業期間中は、給与は減額されません。

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(H18年4月1日～平成19年3月31日)

免職	降任	休職	降給	合計
0人	0人	3人	0人	3人

(2) 懲戒処分の状況(H18年4月1日～平成19年3月31日)

免職	停職	減給	戒告	合計
0人	0人	1人	1人	2人

5. 職員の服務の状況

服務の根本基準として、地方公務員法第30条において、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければな

らない。」と規定されています。そして次のような義務があります。

職務を遂行するに当たって守るべき義務

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則、規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に従わなければならない。
職務に専念する義務	勤務時間及び職務遂行上の注意力のすべてを職責遂行のために用いなければならない。

職員の身分を有する限り守るべき義務

信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
秘密を守る義務	職務上知り得た秘密をもらしてはならない。退職後も同様である。
政治的行為の制限	政党その他政治的団体の結成に関与したりこれらの団体の役員になったりするなどの政治的行為をしてはならない。
争議行為等の禁止	争議行為をしたり、企てたり、そそのかしたりしてはならない。
営利企業等の従事制限	営利企業等への従事は制限されており、許可を受けなければ従事することはできない。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

階層研修(岡山市町村職員研修センター)

研 修 名	対象職員	受講者数
新規採用職員(前期)	新規採用職員	7人
新規採用職員(後期)	新規採用職員(前期修了者)	7人
現任1部	入職3年目の職員	3人
現任2部	入職5年目の職員	10人
現任3部	入職7年目の職員	4人
現任4部	入職10年目の職員	5人
新任係長	係長級に昇任した職員	6人
新任課長補佐	課長補佐級に昇任した職員	6人
新任課長	課長級に昇任した職員	1人

業務研修(岡山市町村職員研修センター)

研 修 名	対象職員	受講者数
財務会計	財務・会計担当者	2人
税務初任者(固定資産税・住民税)	固定資産税・住民税事務初任者	5人
徴収事務初任者	徴収事務初任者	1人
政策法務	法制執務の実務経験1年以上の職員	1人
広報担当初任者・広報セミナー	広報担当初任者	2人
指定管理者制度と市場化テスト	全職員	1人

法務研修（岡山県市町村職員研修センター）

研 修 名	対象職員	受講者数
民事事例研究	関係職員	3人
個人情報保護法制と条例運用事務	関係職員	3人
地方自治法・地方公務員法	関係職員	3人
法務事務（入門）	関係職員	3人

テーマ課題研修（岡山県市町村職員研修センター）

研 修 名	対象職員	受講者数
コンプライアンス（法令順守）	係長級以上の職員	1人
住民（NPO）と行政の協働	関係職員	1人
人権と行政	全職員	3人
コーチング	係長級の職員	1人
住民との協働を進めるためのファシリテーター養成	関係職員	2人

表現力研修（岡山県市町村職員研修センター）

研 修 名	対象職員	受講者数
コミュニケーション能力向上	全職員	6人

IT研修（岡山県市町村職員研修センター）

研 修 名	対象職員	受講者数
ワード応用	ワードの基本機能が使える職員	4人
エクセル応用	ワード・エクセルの基本機能が使える職員	2人
エクセル活用	ワード・エクセルの基本機能が使える職員	2人
アクセス入門	ワード・エクセルの基本機能が使える職員	2人
アクセス応用	アクセスの基本機能が使える職員	2人
パワーポイント入門（効果的なプレゼンテーション）	ワード・エクセルの基本機能が使える職員	8人
セキュリティと個人情報保護	職場のIT担当者	2人
ネットワークとパソコントラブル解決	職場のIT担当者又は管理者を目指す職員	1人

自治セミナー（岡山県市町村職員研修センター）

研 修 名	対象職員	受講者数
れじょんセミナー	市町村三役及び管理監督者	2人

市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）等研修

研 修 名	対象職員	受講者数
人事行政の改革セミナー	関係職員	1人
指定管理者制度による公の施設運営	関係職員	1人
まちづくり全国都市フォーラム	関係職員	1人

市単独研修

研 修 名	対象職員	受講者数
[集合研修] 総合計画・赤磐市行財政改革大綱等	全職員	369人
[派遣研修] 行政診断説明会	関係職員	1人
議会事務局職員のための「地方議会運営の実務」	議会事務局職員	1人
情報公開法と行政機関個人情報保護法をめぐる法 実務と地方自治体における対応策	情報公開・個人情報保護事務担当者	1人
滞納整理における納付折衝の実務	滞納整理事務担当者	1人
用地交渉のための基礎知識と説得技術	用地交渉事務担当者	1人
自治体契約に係る法律上の諸問題と対策	契約事務担当者	1人

備前地域研修センター運営協議会等研修

研 修 名	対象職員	受講者数
ユニバーサル・デザイン研修	全職員	1人
行政政策講演会	全職員	7人
協働研修	全職員	9人
人権啓発研修	全職員	8人

7. 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理及び疾病予防

職員の安全と健康確保を目的に労働安全衛生法に基づき健康診断等を実施しています。

健康診断等の受診状況(平成18年度)

種 類	受診者数
一般職員：定期健康診断(年1回)	229人
消防職員：定期健康診断(年1回)	73人
〃：定期健康診断(年2回)	60人
短期人間ドッグ	363人

職員のメンタルヘルス対策として、健康相談員による相談日(月1回)を開設し、各職員のカウンセリングを実施しています。

(2) 公務災害の発生状況(平成18年度)

公務災害	通勤災害	計
3人	1人	4人